

公共事業における景観面でのP D C Aサイクル制度要綱（案）

（趣旨）

第1条 良好な景観形成は、行政、府民、事業者等、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、共通の認識のもとに、協力して取り組むことが必要である。特に、公共事業が地域の景観に与える影響は大きいため、事業の実施にあたっては、公共自らが景観形成の模範となるよう、景観形成への寄与を確認する仕組みを確立する。この要綱は、大阪府による公共事業の実施に際し、景観アドバイザー等の有識者による助言や景観面からの評価等の仕組み「公共事業における景観面でのP D C Aサイクル制度」（以下「本制度」という。）により、景観への配慮を適正に行うため、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本制度の対象とする施設は、大阪府公有財産台帳に「建物」若しくは「工作物」として登録される施設とする。

（対象事業）

第3条 本制度の対象とする事業（以下、「対象事業」とする）は、次の各号に定めるところによる。

- 1 大阪府建設事業評価の評価対象となる事業。ただし、地下構造物の築造等で、周辺景観への影響がない若しくは極めて小さい事業については対象外とする。なお、大阪府建設事業評価の対象外として記載のある災害復旧に係る事業のうち、「本設」「復興」などに該当するものは、本制度の対象とする。
- 2 景観行政団体へ景観の届出を行う必要のある事業

（実施内容）

第4条 本制度の実施内容は、次の各号に定めるところによる。

- 1 大阪府公共事業景観形成指針の周知
景観部局は、公共事業の実施部局（以下、「事業部局」という。）に対し、「大阪府公共事業景観形成指針」（以下、「景観形成指針」という。）の周知を行う。
- 2 景観部局による事前相談
景観部局は、事業部局より景観に関する相談があった場合、事前相談としてそれに応じることとし、必要があれば、対象事業の在する景観行政団体との調整を行う。

3 景観形成の目標設定

事業部局は、対象事業の実施にあたり、自ら景観形成について確認・検討を行い、「景観形成の目標設定シート」（以下、「目標設定シート」という。）により、景観形成の目標を立て、それを景観部局に提出する。

4 景観アドバイザー会議

対象事業のうち、景観上影響の大きい事業については、景観アドバイザー会議において、景観アドバイザーよりアドバイスを受けることとする。

5 景観形成の目標の達成に向けた公共事業の実施

事業部局は、目標設定シート及び目標設定シートに基づく計画により、公共事業を実施する。なお、事業過程において、景観形成の目標に関わる計画変更が生じる場合には、景観部局へ予め相談することとする。

6 景観形成の目標達成評価

事業部局は、事業の完了次第、景観形成の目標達成の状況を「目標達成評価シート」により、自己評価を行い景観部局へ提出する。

7 事例の蓄積

景観部局は、事業部局から提出された目標設定シートや景観アドバイザー会議に係る資料、目標達成評価シート等について、情報を蓄積する。

8 景観に関する技術力の向上

景観部局は、職員の景観に関する技術力の向上を図るため、講習会等を実施する。

（景観アドバイザー会議）

第5条 景観部局は、対象事業について意見を聴くため、次の各号に定める景観アドバイザー会議を設置する。

1 景観アドバイザー会議の出席者は、概ね次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 担当景観アドバイザー 数名
- (2) 事業担当者
- (3) 対象事業の設計又は計画委託を受託した者（以下「受託者」という。）
- (4) 事務局

2 景観アドバイザー会議の対象とする事業は、次の各号に定めるものとし、景観部局が担当景観アドバイザーと調整の上、決定する。

(1) 「義務的」とする事業

大阪府建設事業評価の評価対象となる事業のうち、原則全体事業費10億円以上が想定される事業又は景観形成上の影響が大きいと想定される事業（景観アドバイザーと協議の上、決定する。）

(2) 「希望制」とする事業

事業規模によらず、事業課より希望のあった事業

- 3 景観アドバイザー会議は、原則として基本計画段階、基本設計段階及び実施設計段階について3回開催するものとする。
- 4 景観アドバイザー会議の庶務は、住宅まちづくり部建築指導室建築企画課が行う。
- 5 景観アドバイザー会議の運営については、別に定める。

(実施時期)

第6条 本制度にかかる各工程での実施時期は、別紙1のとおりとする。

(事業部局の情報共有)

第7条 事業部局は、目標設定シートや景観アドバイザー会議に係る資料、目標達成評価シート等の資料を作成し、保管するとともに、担当課や担当者に変更が生じた際、本制度にかかる検討状況や目標設定の内容、本制度に係る資料の一式について引継ぎを行う。

(事務局)

第8条 事務局は、住宅まちづくり部建築指導室建築企画課とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則) この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

■実施内容及び実施時期



